

# 水戸地方裁判所「東海第二原子力発電所運転差止等訴訟」判決に係る

## 東海村長 談話

令和3年3月18日

東 海 村

日本原子力発電(株)東海第二発電所の運転差止等訴訟については、本日3月18日、水戸地方裁判所において、原告の請求が認められる判決が言い渡された。

本訴訟は、原告200人以上による平成24年の提訴から9年の長きにわたり審理が続けられ、同発電所に係る新規制基準要求事項への合理性等のほか、避難計画も争点とされたことから、その経過等は関心事となっていたことは率直なところであり、一部の原告の方とは面識もある。

本日の判決においては、特に避難計画等防災体制が不十分とされたと聞いているが、同発電所の稼働問題に対しては、目下課題とする「広域避難計画の実効性向上」と「住民の意向把握」にしっかりと向き合っており取り組んでいるところであり、一方では、住民の理解も極めて肝要となることから、国や事業者にも必要な対応を求めながら、将来における私なりの判断に備えていきたいと考えている。

従って、このたびの判決については、司法上の一つの判断がなされたものと冷静に受け止めているところであり、行政の立場から見解を述べることは、控えさせていただきたい。